

法務相「共謀罪」の質問を封じる

異論を封殺する「共謀罪」の本質明らか

◆法務省が、2月6日に「予算委員会における『テロ等準備罪』に関する質疑について」という文書(右参照)を配布していたことが明らかになりました。また、本文書は、金田法務相の指示で作成されたものであることも確認されています。

◆衆院HPでは予算委員会について次のように説明しています。「国の歳入歳出の予算を審査しますが、国民の関心事など国政全般についても広く質疑が行われます」。

◆「成案を得た後に議論を行うことが審議の実を高める」とか「成案を得た後、法務委員会でしっかり議論重ねていくべき」などの内容は、予算委員会での質疑を封じ、三権分立や議会制民主主義に背く内容です。

◆本文書は、異論を封殺する「共謀罪」の本質を表しています。

裏面に、「2・19 長野行動」で配布するチラシの「共謀罪」部分を抜粋して掲載。

右…法務省「予算委員会における『テロ等準備罪』に関する質疑について」(2/6発表)

予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑について

- 予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑については、以下の点に配慮するべきである。
 - ① 「テロ等準備罪」に関する法案は、現在、提出を検討している閣法であること
 - ② 法案について、現在、検討中であり、与党協議も了していない状況にあること
また、関係省庁との調整中であること
- 予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑については、それが基本的な政策判断に関わるものであり、具体的な法律論に関わるものであり、ことは法案に関するものであり、かつ、同法案が上記のような状況にあることからすれば、成案を得た後に、専門的知識を有し、法案作成の責任者でもある政府参考人(刑事局長)も加わって充実した議論を行うことが、審議の実を高め、国民の利益にも叶うものである。
- 建設的な議論を進めるためには、委員からの質問通告として、極めて大まかな項目の要旨のみでは不十分であり、答弁の準備が適切にできる程度のお尋ねの方が答弁が充実するものと考えます。
 - 加えて、本日のように、TOC条約の解釈という外務省の所管事項にわたるお尋ねがある場合には、所管の外務大臣が登録されることにより、答弁が充実するものと考えます。
 - 以上を踏まえて、法案について成案を得て国会に提出した後、所管の法務委員会において、しっかりと議論を重ねていくべきものと考えます。

加盟組合紹介

長野県赤十字血液センター労働組合

★組織拡大と団結で前進

血液センターには二つの労働組合があり、私たち血液センター労働組合は昨年度、発足後初めて組合員数で既存の労働組合である日赤労組を抜きました。

しかし、会社側との折衝であり良い結果を得られていません。原因はいくつか考えられますが、この二つの組合の意思統一等の密なる連絡が不十分であることで組合員数が二分され、数としての力が弱いことがあるように思います。

他、会社組織が複雑なため、団体交渉でも個別施設の裁量権に関する話などでは、踏み込んだ折衝ができず、まいな一面もあり、職場環境や賃金の改善など頓挫することが多いです。

新年度も更なる組織拡大と団結の精神で、少しでも働きやすい職場に改革していきたいと思えます。

傳田 充

テロ等準備罪＝共謀罪 **危険!**

「一般人」には関係ない!?

◆安倍政権は、過去3回廃案の「共謀罪」を「テロ等準備罪」に名前を変え、創設を狙っています。安倍首相は「共謀罪、と呼ぶのは全くの誤り」と言います。「テロを防ぐために必要」「この法律がなければオリンピックを開催できない」等々・・・うーん、それならいいか、と思ってしまう!?! ちょっと待って! この法案は紛れもなく「共謀罪」。政府は「一般の人には関係ない」と言うけれど・・・。

- 2003年 「共謀罪」 1度目の提出 **廃案**
- 2005年 「共謀罪」 2度目の提出 **廃案**
- 2009年 「共謀罪」 3度目の提出 **廃案**

「テロ等準備罪」に名前を変えて提出?

例えば
自衛隊派兵抗議デモ



例えば
原発反対集会

例えば
基地反対座り込み

◆「共謀罪と呼ぶのは全くの誤り」って、安倍首相は言うけど...

「何人か集まって、共謀したら共謀罪」

←これはさすがに「治安維持法」みたいだから、変えました。

政府

国民

①「組織的犯罪集団」
に限定した!

②「準備行為」が
ないと逮捕しない!

「組織的犯罪集団」
にあたるかどうかは、
捜査機関が決める

捜査機関が「危険」
と判断すれば、
それは準備行為



やっぱり「共謀罪」そのものです!

テロ等準備罪＝共謀罪

Q & A

Q. この法律がないとオリンピック
が開催できないって・・・

A. 締結が必要だという「国際組織犯罪防止条約」はマフィアや暴力団などへの対処が目的で、テロ防止が目的ではありません。日本はすでに13本もテロ防止条約を締結し、国内法も整備されています。

Q. 「一般の人」には関係ない
そうだから・・・

A. 「犯罪集団」の定義は、捜査機関(権力)が決めます(左図参照)。基地反対運動や、原発反対のデモなどの市民運動を対象にするのも権力次第です。

Q. テロのハイジャックを未然に
防げるって・・・

A. ハイジャックの航空券購入や、爆発物の犯罪目的使用計画や共謀は、すでに現行法で予備罪として取り締まることができます。

菅官房長官

「一般の方が(共謀罪の)対象になることはありませんのでありませう」

ヒトラー

「ほとんどこの法案をみなさんに適用するようなことはありませんのでありませう」(右・全権委任法の演説描写から)



水木しげる
「劇画ヒトラー」より

